

(1) 土地の利用の履歴

事業予定地は、昭和 43 年 4 月～昭和 46 年 3 月まで名古屋市の埋立処分場（藤前処分場）として利用された。その後、旧南陽工場が建設され、昭和 52 年 7 月から運転を開始した。

平成 9 年 4 月からは、旧南陽工場建屋北側（グラウンド部分）に建設された新南陽工場が運転を開始し、平成 9 年 4 月～平成 11 年 1 月までは旧工場との並行運転が行われた。

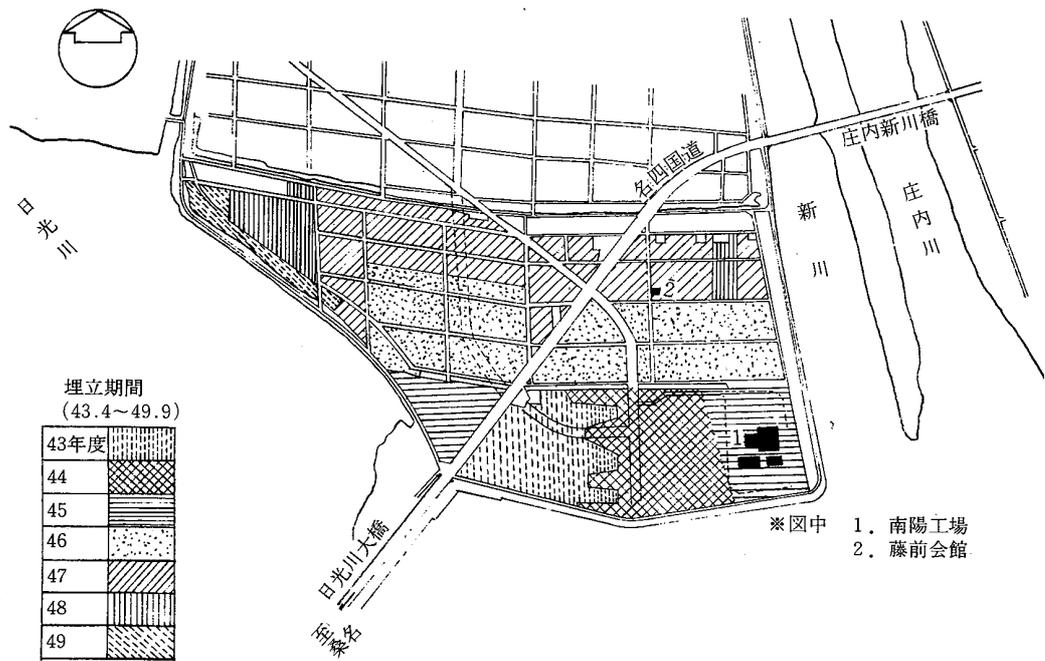
平成 11 年 1 月には旧南陽工場が運転を停止し、解体工事が行われた。その後、旧南陽工場の跡地にはスラグストックヤードや還元施設（グラウンドゴルフ場、テニスコート）等が整備され、現在に至る。

なお、新南陽工場建設の際に敷地境界が変更されたが、拡張部分のうち、遊歩道及び樹木植栽用地については、新南陽工場以前に工場等の立地は確認されなかった。

〔 遊歩道：藤前処分場→水路→緑地→遊歩道（新南陽工場）
樹木植栽用地：藤前処分場→緑地→樹木植栽用地（新南陽工場） 〕

表 8-1-1 土地の利用の履歴

年 代	土地の利用状況	参考とした資料等
江戸時代末期～	新田開発により農地として利用	・藤前流通業務団地造成事業工事誌 ・住宅地図（昭和 40 年発行）
昭和 43 年 4 月 ～昭和 46 年 3 月	藤前処分場（埋立処分場）	・なごやの清掃事業 ・住宅地図（昭和 45 年発行）
昭和 52 年 7 月～	旧南陽工場（焼却設備：300t/24h・ 炉×3 炉）稼働	・なごやの清掃事業 ・住宅地図（昭和 53 年発行）
昭和 54 年 3 月～	旧南陽工場（破碎設備：200t/5h） 稼働	・事業年報
平成 9 年 4 月～	新南陽工場（焼却設備：500t/24h・ 炉×3 炉）稼働	・事業年報 ・住宅地図（平成 9 年発行）
平成 11 年 1 月	旧南陽工場 運転停止	・事業年報
平成 12 年 12 月 ～平成 18 年 3 月	旧南陽工場 解体工事	・住宅地図（平成 12 年、15 年発行） ・空中写真（平成 12 年、15 年撮影） ・工事に関する記録
平成 18 年 7 月 ～平成 19 年 3 月	旧南陽工場跡地にスラグストック ヤードを整備	・住宅地図（平成 19 年発行） ・空中写真（平成 19 年撮影） ・工事に関する記録
平成 18 年 10 月 ～平成 20 年 3 月	旧南陽工場跡地に還元施設（グラ ウンドゴルフ場及びテニスコート） を整備	・住宅地図（平成 19 年発行） ・空中写真（平成 19 年撮影） ・工事に関する記録



出典)「なごやの清掃事業」(名古屋市環境事業局, 昭和 57 年)

図 8-1-1 旧藤前処分場及び旧藤前北部処分場の概要図

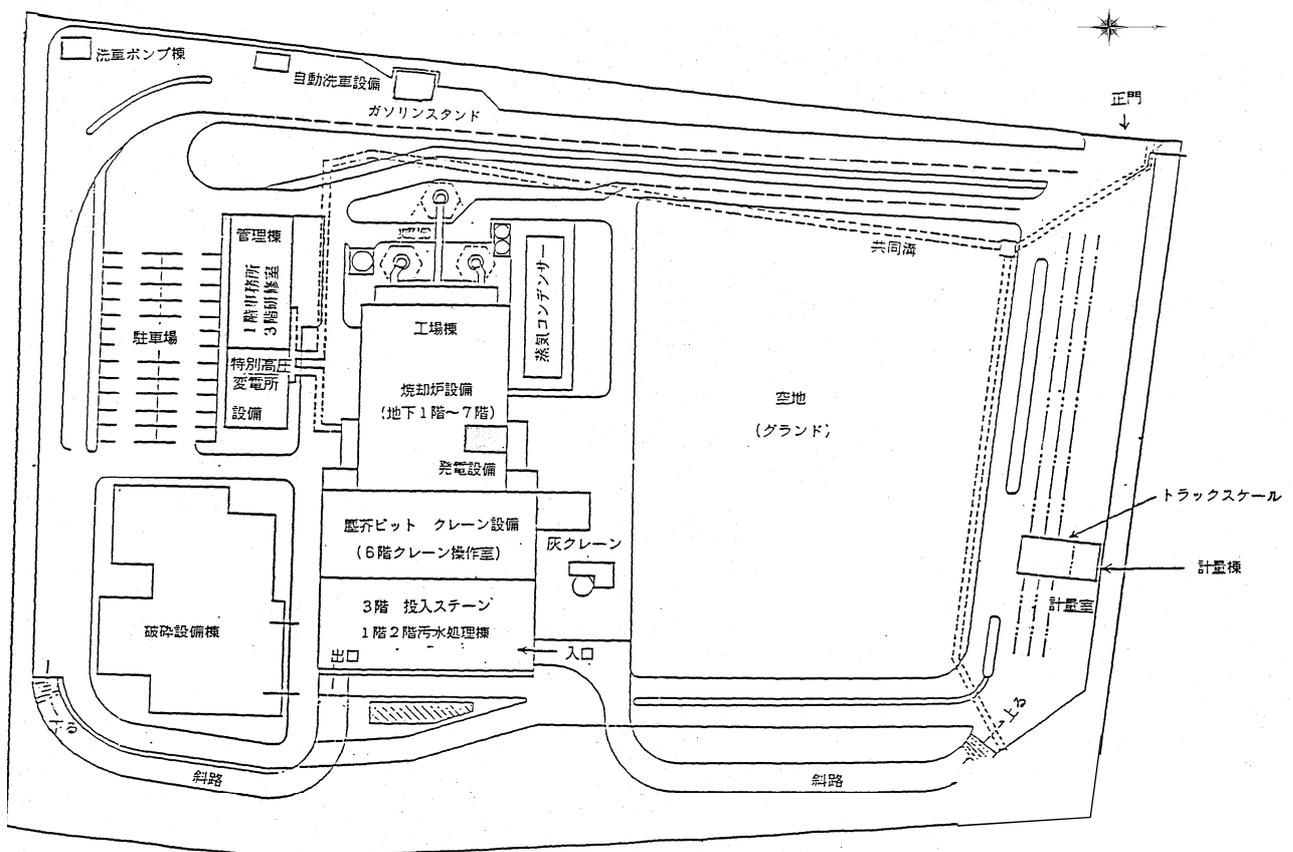


図 8-1-2 旧南陽工場の配置図

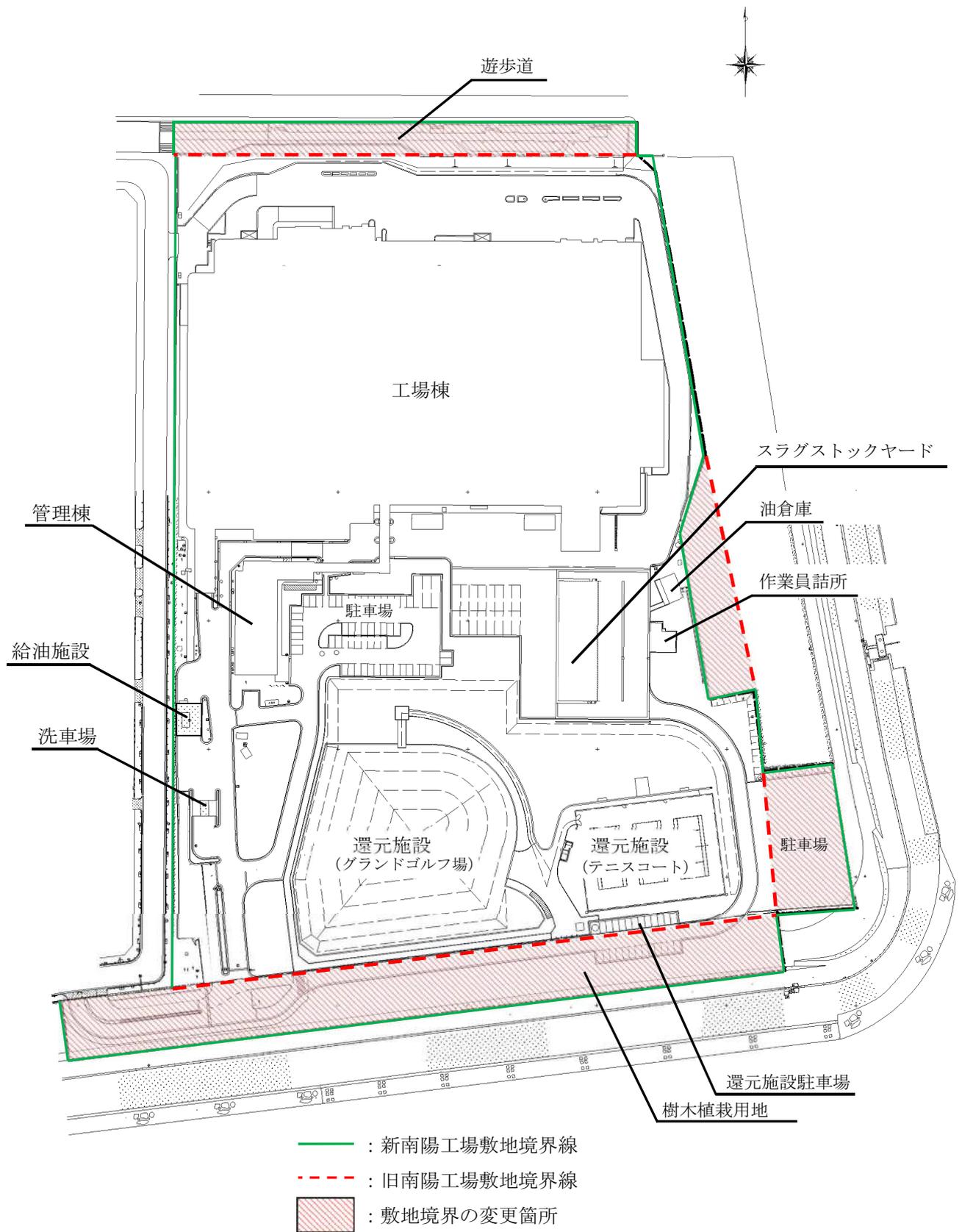


図 8-1-3 新南陽工場の配置図

(2) 特定有害物質の取扱状況等

ア 藤前処分場

藤前処分場は、廃棄物処理法が施行される以前の埋立処分場であり、廃棄物処理法に基づく指定区域には指定されていない。

埋立物の種類等に関する記録は残っておらず不明であった。

イ 旧南陽工場

旧南陽工場においては、自家給油取扱所におけるガソリン（ベンゼン）及び焼却灰・飛灰（カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素）の貯蔵等並びに工程水（カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、鉛、砒素、ふっ素）の使用等が確認された。

油倉庫における保管物については記録が残っておらず、特定有害物質の保管状況は確認できなかった。

また、特定有害物質の飛散、流出に係る事故等の履歴は確認されなかった。

表 8-1-2 特定有害物質の取扱状況等（旧南陽工場）

資料名等	年 代	特記事項	特定有害物質の取扱状況等
特定施設設置届出書 （水質汚濁防止法）	昭和 49 年 9 月 24 日 届出	自動車両洗浄施設（71）	取扱情報なし
特定施設使用届出書 （水質汚濁防止法）	昭和 54 年 6 月 8 日 届出	一般廃棄物処理施設である 焼却施設（71 の 3）	取扱情報なし
危険物取扱所設置許可 申請書	昭和 51 年 5 月 20 日 許可	自家給油取扱所 （ガソリン、軽油）	地下タンクに貯蔵したガソリン（不純物としてベンゼンを含有）を自家給油取扱所にて車両に給油（特定有害物質の「貯蔵等」に該当すると判断）
一般廃棄物処理施設設置届出書	昭和 52 年 10 月 3 日 届出	焼却施設	取扱情報なし
ばい煙発生施設設置届出書	昭和 50 年 2 月 21 日 届出	廃棄物焼却炉	取扱情報なし
焼却灰・飛灰測定結果	昭和 62 年度 ～平成 10 年度	焼却灰・飛灰の測定で検出された物質（定量下限値以上）は、カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、	非意図的に 8 項目を含有する焼却灰、飛灰を灰ピットに一時保管後、処分場へ搬出（特定有害物質の「貯蔵等」に該当すると判断）
工程水・放流水測定結果	昭和 62 年度 ～平成 10 年度	工程水の測定で検出された物質（定量下限値以上）は、カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、鉛、砒素、ふっ素	非意図的に 7 項目を含有する工程水（塵芥汚水、灰汚水、洗車排水、洗煙排水、破碎汚水）を排水処理設備にて処理後、新川へ放流（特定有害物質の「使用等」に該当すると判断）

注) 1: 焼却灰・飛灰及び工程水・放流水の測定結果は、記録が残っている昭和 62 年以降のデータを整理した。

2: レギュラーガソリンは昭和 50 年 2 月 1 日から完全無鉛化されているため、旧南陽工場に取り扱っていたガソリンには鉛は含まれていなかったと判断した。

ウ 新南陽工場

新南陽工場においては、自家給油所（旧南陽工場から引き続き使用）におけるガソリン（ベンゼン）、焼却灰・飛灰（カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素）及び一般廃棄物（水銀）の貯蔵等並びに工程水（カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素）の使用等が確認された。

油倉庫における保管物は工業用潤滑剤及びエンジン油であり、特定有害物質の保管は確認されなかった。また、特定有害物質の飛散、流出に係る事故等の履歴は確認されなかった。

表 8-1-3 特定有害物質の取扱状況等（新南陽工場）

資料名等	年 代	特記事項	特定有害物質の取扱状況等
特定施設設置届出書 (水質汚濁防止法)	平成 5 年 6 月 17 日 届出	一般廃棄物処理施設である焼却施設 (71 の 3) 自動式車両洗浄施設 (71)	取扱情報なし
有害物質貯蔵指定施設使用 届出書 (水質汚濁防止法)	平成 24 年 6 月 20 日 届出	排ガス処理設備 (脱硝反応塔) に供給するアンモニア水の貯蔵タンク	取扱情報なし
危険物取扱所設置許可申請書	昭和 51 年 5 月 20 日 許可	自家給油取扱所 (ガソリン、軽油)	地下タンクに貯蔵したガソリン (不純物としてベンゼンを含有) を自家給油取扱所にて車両に給油 (特定有害物質の「貯蔵等」に該当すると判断)
PRTR 届出書	平成 14 年 ～平成 30 年	特別要件施設 (一般廃棄物処理施設) として他法令に基づく測定対象物質について届出	取扱情報なし
一般廃棄物処理施設設置届出書	平成 5 年 7 月 20 日 届出	焼却施設	取扱情報なし
ばい煙発生施設設置届出書	平成 5 年 6 月 17 日 届出	廃棄物焼却炉	取扱情報なし
水銀排出施設使用届出書	平成 30 年 4 月 25 日 届出	廃棄物焼却炉 一般廃棄物中の水銀含有割合 (届出値) は、 0.087mg/kg	水銀を微量含む一般廃棄物をごみピットに一時保管後、焼却炉にて焼却 (特定有害物質の貯蔵等に該当すると判断)
PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	平成 17 年 ～平成 30 年	ウエス、高圧コンデンサ等を金属容器又はドラム缶で屋内保管 (漏れ等のおそれのない状態)	取扱情報なし
焼却灰・飛灰測定結果	平成 9 年度 ～平成 30 年度	焼却灰・飛灰の測定で検出された物質 (定量下限値以上) は、カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素	非意図的に 9 項目を含有する焼却灰及び飛灰処理物を灰ピットに一時保管後、処分場等へ搬出 (特定有害物質の「貯蔵等」に該当すると判断)
工程水・放流水測定結果	平成 9 年度 ～平成 30 年度	工程水の測定で検出された物質 (定量下限値以上) は、カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素	非意図的に 9 項目を含有する工程水 (ごみ汚水、灰汚水、洗車排水、洗煙排水) を排水処理設備にて処理後、新川へ放流 (特定有害物質の「使用等」に該当すると判断)
五条川工場溶融スラグ測定結果	平成 19 年度 ～平成 29 年度	溶出量基準及び含有量基準に適合	取扱情報なし

注) 1: 焼却灰・飛灰測定結果及び工程水・放流水測定結果は、平成 30 年 9 月までの測定結果を確認した。
 2: 新南陽工場敷地内のスラグストックヤードでは、五条川工場で生成された溶融スラグが一時的に保管された後、建築資材 (加熱アスファルト混合物等細骨材等) として搬出されていた (平成 19 年 11 月～平成 30 年 3 月まで)。溶出量・含有量の分析・評価は、JIS A 5031 (一般廃棄物、下水汚泥又は焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)、JIS A 5032 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ) 及び溶融スラグ骨材使用基準 (平成 25 年 10 月、名古屋市緑政土木局) で定める方法による。